

ご使用になる方へ

取扱説明書

家庭用小型浄化槽

フジクリーン CE 型

- この度は、家庭用小型浄化槽フジクリーン CE 型をお買いあげいただき、誠にありがとうございました。
- この「取扱説明書」には、「保証書」が添付されています。
最初に、保証書に所定の記載事項が記載されているかご確認ください。
- この「取扱説明書」をよくお読みになり、正しくご使用してください。
- お読みになった後は、大切に保管してください。

保証書在中

目 次

1. 安全のために必ずお守りください	p1
2. 家庭用小型浄化槽フジクリーン CE 型のしくみ	p3
3. ご使用に際しての注意事項	p5
4. 一般的留意事項	p6
5. 維持管理と法定検査について	p7
◎ 「保証書」	(巻末)



注意

取扱説明書本文に出てくる警告、注意表示の部分は、浄化槽を使用する前に必ずお読みになり、よく理解してください。



美しい水を守る

フジクリーン 工業株式会社

フジクリーン

●初めに次のことをご確認ください。

1. 保証書に所定の記載事項が記載されていますか？

記載されていない場合は、お買い上げの販売・施工業者にご連絡ください。

[保証書は、この冊子の巻末に綴じられています。]

2. 浄化槽の申請手続きはお済みですか？

浄化槽を設置する場合、建築基準法および浄化槽法により、工事着工前に申請および設置の届け出が義務づけられています。必ず関係官公庁に所定の申請書を提出して許可を得てください。

3. 維持管理業者とのご契約はお済みですか？

浄化槽法により、浄化槽の維持管理（保守点検、清掃）を行うことが義務づけられていますので、専門知識と技術を持った専門業者に委託契約してください。詳しくは、お買い上げの販売・施工業者または弊社営業所にご相談ください。また、契約がお済みになりましたら、別添の維持管理要領書を維持管理業者の方にお渡しください。



■浄化槽を安全に正しくお使いいただくために

1. 安全のために必ずお守りください

<シンボルマークの説明>

ここに示した注意事項は、製品を安全に正しくお使いいただき、あなたや他の人々への危害や損害を未然に防止するためのものです。また、注意事項は、危害や損害の大きさと切迫の度合いを明らかにするために、誤った取り扱いをすると生ずることが想定される内容を「警告」「注意」の2つに区分しています。しかし「注意」の欄に記載した内容でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。いずれも安全に関する重要な内容ですので必ずお守りください。

本書では、以下に示すシンボルマークを使っています。

 警告 この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が死亡または重傷を負う可能性が想定される内容を示します。	 注意 この表示を無視して、取り扱いを誤った場合に使用者が傷害を負う危険および物的損害*の発生が想定される内容を示します。
---	---

※ 物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペットにかかわる拡大損害を示します。

弊社製品を正しく、安全にご使用いただくために次の項目を必ずご熟読の上、十分に注意していただきますようお願い致します。

取り扱いに関する注意



警告

1) 消毒剤による発火・爆発・有害ガス事故防止

- 消毒剤は強力な酸化剤です。
消毒剤には、無機系の塩素剤と有機系の塩素剤の二種類があります。これらと一緒に薬剤筒に入れないでください。
留意：有機(イソシアヌル酸)系の塩素剤には、商品名：ハイライト、ボンシロール、メルサン、マスター、ペースリッチなどがあります。
無機系の塩素剤には、商品名：ハイクロン、トヨクロン、南海クリヤーなどがあります。
- 消毒剤の取扱に際しては、目・鼻・皮膚を保護するため、ゴム手袋、防塵マスク、保護メガネなどの保護具を必ず着用してください。
- 消毒剤を廃棄する場合は、販売店などにお問い合わせください。
発熱・火災の危険がありますので、消毒剤はゴミ箱やゴミ捨て場に絶対に捨てないでください。
留意：消毒剤の取扱上の詳細な注意事項は、現品の包装材に記載されていますので、お読みください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有害ガスの生ずるおそれがあります。また、これらにより傷害の生ずるおそれがあります。



警告

2) 感電・発火事故防止

- ブロウのカバー・制御盤の扉は、開けないでください。
- ブロウ・制御盤の近く(50cm以内)には、ものを置かないでください。
- 電源コードの上には、ものを置かないでください。
- 電源プラグは、ほこりが付着しやすいので、1年に1回以上は掃除してください。
- ブロウ・ポンプなどの電気機器が故障した場合は、維持管理業者又は専門の工事業者に連絡し、修理してください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずるおそれがあります。



注意

3) マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

- マンホール・点検口の蓋は、必ず閉めてください。
また、ロック機構のあるものは必ずロックしてください。
- マンホール・点検口の蓋及びロックのひび割れ・破損などの異常を発見したら直ちに置き替えてください。
- マンホール・点検口の蓋は、子供にさわらせないでください。
- マンホール蓋には表示された荷重以上のものをのせないでください。

これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずるおそれがあります。



注意

4) 荷重による器物破損・傷害事故防止

- 通常の埋設工事を行った浄化槽の上には、車などの重量物をのせないでください。
- 車などがのる場合には、特殊工事が必要になりますので、専門の施工業者にご相談ください。
- なお、マンホール蓋は適正な荷重の製品を使用してください。

これらの注意を怠ると、器物破損・傷害の生ずるおそれがあります。

2. 家庭用小型浄化槽フジクリーン CE 型のしくみ

2-1. 家庭用小型浄化槽フジクリーン CE 型とは

家庭用小型浄化槽フジクリーン CE 型は、トイレ、浴室（お風呂）、洗面所、台所などから排出される生活排水を処理する浄化槽です。

2-2. 処理性能について

フジクリーン CE 型は、適正な使用状態において、流入 BOD200mg/L の生活排水を BOD20mg/L 以下に処理します。

また、全窒素（T-N）についても、流入 T-N50mg/L の生活排水を T-N20mg/L 以下に処理します。

BODとは

Biochemical Oxygen Demandの略で生物化学的酸素要求量のことを示します。

汚水中の有機物（汚れ）が好気性微生物によって分解されるのに必要な酸素量をmg/Lで表したもので、この値が大きいほど水が汚れていることとなります。

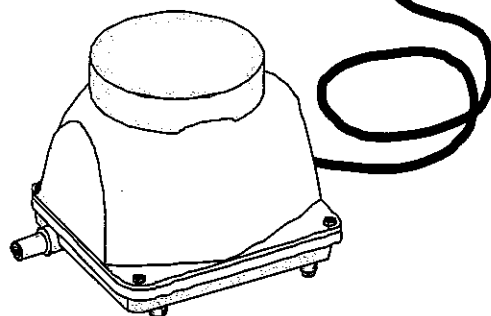
■ 処理汚水量

型式	CE-5	CE-7	CE-10
処理対象人員（人）	5	7	10
1日当たりの設計処理汚水量（m ³ /日）	1.0	1.4	2.0

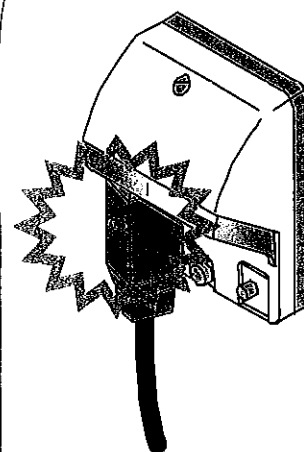
2-3. ブロワの警報機能について

フジクリーン CE 型用のブロワには、異常停止をお知らせする警報ランプが付いています。

警報ランプが点滅したら、ご契約の保守点検業者に速やかにご連絡ください。

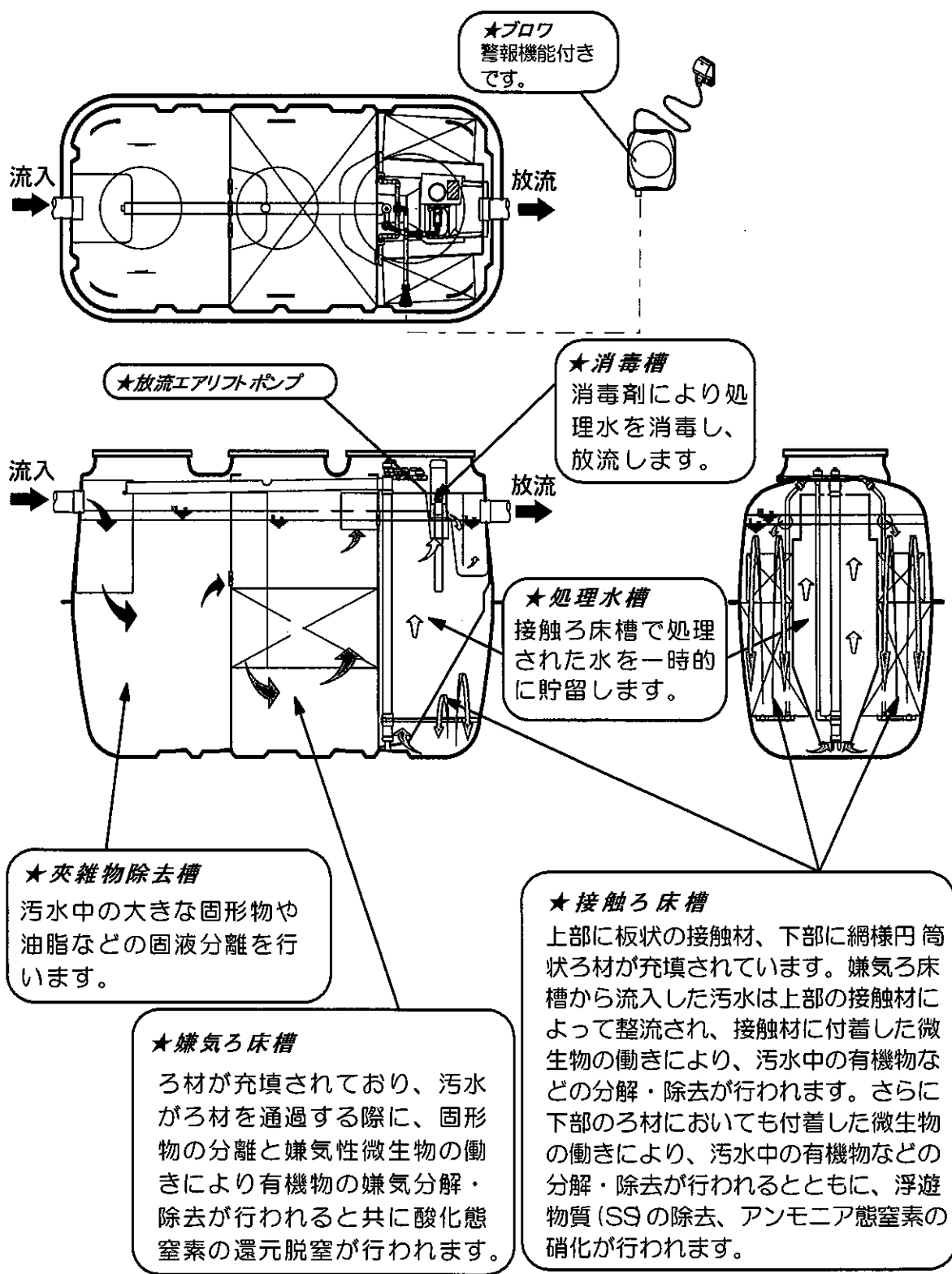


【警報ランプ】








※ブロワが異常停止すると、この赤色LEDランプが点滅します。

2-4. 各部の名称とその働き



3. ご使用に際しての注意事項

浄化槽は微生物の働きによって機能しています。このため浄化槽の機能を正常に維持できるよう、下記に示す注意事項をよくお読みになり、快適な状態でご使用ください。

-  **注意** 1) 洗濯時には次のような心遣いをお願いします。
- 洗剤は適量を使用してください。余分に使っても水を汚すだけでムダになります。また漂白剤も控えめに使用し、使用後は十分に水を流してください。
これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。
-  **注意** 2) 台所の油分は流さないでください。
- 台所から出る使用済みの油は、水に流さないで紙などに吸わせてゴミと一緒に出すようにしてください。鍋や皿の油汚れは紙で拭ってから洗ってください。さらに、流しの三角コーナーなどには、ろ紙袋をかぶせて油分がなるべく流れ出ないようにしてください。
 - 殺虫剤、防臭剤、洗剤、防腐剤など、浄化槽の正常な機能を妨げるものを混入させないでください。
これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。
-  **注意** 3) 紙おむつや衛生用品などは流さないでください。
- 紙おむつや衛生用品などは水に溶けません。浄化槽の正常な機能を妨げるものは混入させないでください。
これらの注意を怠ると、流入配管や浄化槽の閉塞の生ずるおそれがあります。
-  **注意** 4) プロワの電源は切らないでください。
- 浄化槽内の微生物（バクテリア）は、常にプロワからの空気が必要です。このため旅行などで長期不在のときも絶対にプロワの電源は切らないでください。
これらの注意を怠ると、浄化槽の機能が正常に働かないおそれがあります。
-  **注意** 5) その他
- トイレトーパーは水に溶けやすい専用の紙を適度に使用してください。水に溶けにくいティッシュペーパーは使用しないでください。
 - 便器の洗浄には中性の洗剤を適度に使用し、塩素などの薬品を使用しないでください。
 - カビ落とし剤は適度に使用し、使用後は多めの水で流してください。多量に使用すると浄化槽内の微生物が死滅することがあるので注意してください。
 - 浄化槽の上に植木鉢や物干し台などの物を置かないようにしてください。
(保守点検、清掃が困難になります)

■故障の場合はすぐご連絡ください。

故障やその他具合の悪い点にお気づきのときは、維持管理業者または浄化槽を設置した施工業者にご連絡ください。

4. 一般的留意事項

(1) 浄化槽を使用するときは、浄化槽の機能を正常に維持するために、次の事項を守るよう浄化槽法等で規定されていますので、ご協力ください。

①し尿を洗い流す水は、適正量とすること。

②殺虫剤、洗剤、防臭剤、油脂類、紙おむつ、衛生用品等であって浄化槽の正常な機能を妨げるものは流入させないこと。

③し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽にあっては、工場廃水、雨水、温泉水その他の特殊な排水を流入させないこと。

④電気設備を有する浄化槽にあっては、電源を切らないこと。

⑤浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。

⑥浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある荷重をかけないこと。（駐車場仕様で特殊工事の行われた場合を除く。）

⑦ブロワカバーの開口部をふさがないこと。

⑧浄化槽に故障又は異常を認めたときは、直ちに、浄化槽管理者にその旨を通報すること。

(2) 浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。

これを守らないと、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩酸を生じ、このために金属類を腐食するおそれがあります。

(3) 浄化槽法では浄化槽が正常な機能を維持するために、定期的に浄化槽の維持管理（保守点検や清掃）を行うことが義務づけられています。

これらの作業には、専門的知識や器具が必要ですので、保守点検は都道府県に登録されている「保守点検業者」、清掃は市町村長の許可を受けた「清掃業者」と契約してください。

…（有料）

(4) 浄化槽には保守点検・清掃の他、環境大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられています。

この法定検査には、浄化槽の使用開始後3カ月を経過した日から5カ月以内に行う水質検査（7条検査）と、毎年1回定期的に行う定期検査（11条検査）があります。…（有料）

水質検査に係わる手続きは浄化槽工事業者（施工業者）に、定期検査に係わる手続きは維持管理業者（保守点検業者、清掃業者）に委託することができます。

(5) ブロワなどから異常な騒音・振動が発生したり、また、悪臭などでお困りのときは、維持管理業者または浄化槽工事業者にご相談ください。

5. 維持管理と法定検査について

浄化槽がその機能を正常に保つことにより所定の放流水質を維持していくには、浄化槽の保守点検や清掃などが適切に実施されていることがきわめて大切です。このため浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、定期的に保守点検と清掃をすること、そして法定検査を受ける事が浄化槽法によって定められています。

5-1. 保守点検と清掃

維持管理は、保守点検と清掃に区分されています。保守点検と清掃には専門的知識や器具が必要ですので、保守点検は都道府県に登録されている保守点検業者、汚泥引抜などの清掃は市町村長の許可を受けた清掃業者と契約を結んでください。……（有料）

■維持管理時期または頻度

項目	時期 または 頻度
保守点検	・ 浄化槽の使用開始直前 ・ 使用開始後は4カ月に1回以上
清 掃	・ 1年に1回以上

保守点検と清掃の内容は、弊社の維持管理要領書をご覧ください。

5-2. 法定検査

浄化槽管理者（浄化槽の所有者および占有者）は、保守点検と清掃とは別に、環境大臣又は都道府県の指定する指定検査機関により、水質などに関する検査を受けることが義務づけられています。

この法定検査には次のように浄化槽法第7条に基づいて使用開始の際に行う水質検査（7条検査）と、浄化槽法第11条に基づいてその後毎年受ける定期検査（11条検査）があります。……（有料）

法定検査は指定検査機関へご依頼下さい。なお、水質検査に係わる手続きは浄化槽工事業者（施工業者）に、定期検査に係わる手続きは維持管理業者（保守点検業者、清掃業者）に委託することもできます。

■法定検査の内容

項目	時期 及び 頻度	目 的
水質検査 (7条検査)	使用開始後、3カ月を経過した日から5カ月以内の間に実施	浄化槽が適正に設置され、正常な機能を果たしているかどうかを早い時期に確認するために行う
定期検査 (11条検査)	毎年1回実施	保守点検や清掃が適正に実施されているかどうかを判断するために行う

フジクリーン浄化槽保証書

- ①本書は、本書記載内容(裏面記載)に従って修理を行うことをお約束するものです。
 ②使用開始日より保証期間中故障が発生した場合は、本書をご提示の上、お買上げの販売・施工業者または維持管理業者などに修理をご依頼ください。
 ③本書は再発行いたしませんので、大切に保管してください。

※型式名	CE - 型	浄化槽製造番号
		ブロワ製造番号

保証期間	対象部品	期間(使用開始日より)	駆動部はブロワ・ポンプなどの設置設備類を含む。但し、ダイヤフラム、エアフィルタ、消毒剤などの消耗部品は除く。
	槽本体	3 年	
	駆動部 内部部品	1 年	

※据付日	平成 年 月 日
------	----------

※使用開始日	平成 年 月 日
--------	----------

※使用者 (設置者)	ご住所
	お名前
	電話 () -

修理記録

年月日	内容	業者名

※施工業者	住所	
	社名	印
	電話 () -	
	浄化槽設備士名	
	浄化槽設備士証 No.第 号	

※印欄に記入のない場合は無効となりますので、必ずご確認ください。



美しい水を守る

フジクリーン 工業株式会社

本社/名古屋市千種区今池四丁目1番4号 〒464-8613 Tel.(052)733-0326(代表)

修理規程

- 1.取扱説明書、取扱要領書、取扱ラベル等の注意書きに従って正常な使用状態で保証期間内に故障した場合には、無料修理いたします。なお、離島及び離島に準ずる遠隔地への出張修理を行った場合には、出張に要する実費を申し受けます。
- 2.保証期間内に、故障して修理をお受けになる場合は、お買上げの販売・施工業者または維持管理業者にご依頼ください。この浄化槽は出張修理いたしますので、その際には本書をご提示ください。
- 3.保証期間内にご転居の場合には、保証書の書き換えがありますので事前に弊社までご連絡ください。
- 4.本書に記入してある施工業者または維持管理業者等に修理をご依頼に出来ない場合には、お近くの弊社窓口へご相談ください。
- 5.保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
 - (イ)使用上の誤りによる故障または損傷
 - (ロ)適切な維持管理がなされていないとき
 - (ハ)適切な工事がなされていないとき
 - (ニ)改造や不適切な修理による故障または損傷
 - (ホ)駆動部の取付場所の移動等による故障または損傷
 - (ヘ)重量車両の通行・振動による故障または損傷
 - (ト)火災、地震、水害、落雷、雪害その他の天災地変による故障または損傷
 - (チ)本書の提示のない場合
- 6.本書は日本国内に於いてのみ有効です。
- 7.その他のご注意事項
 - (イ)浄化槽は「浄化槽法」により、使用者(設置者)は定期的に保守点検、清掃、水質検査を行うことを義務づけられております。これらの費用は保証期間内でも別途ご使用者(設置者)のご負担となります。
 - (ロ)この保証書は「機能」を保証するもので、「性能」を保証するものではありません。
 - (ハ)本書に使用開始日または据付日、使用者(設置者)、施工業者の記入のない場合及び字句を書き替えられた場合は、この保証書は無効です。

この保証書は本書に明示した期間、条件のもとにおいて無料修理をお約束するものです。したがって、この保証書によってお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

保証期間経過後の修理については、施工業者、維持管理業者または、お近くの弊社窓口にお問い合わせください。



MEMO

Handwriting practice area consisting of 18 horizontal dashed lines.

取扱説明書



美しい水を守る

フジクリーン工業株式会社

本社/名古屋市千種区今池4丁目1番4号 〒464-8613 <http://www.fujiclean.co.jp/>

〈第一営業部〉 Tel. (052)733-0326 〈品質保証部〉 Tel. (052)733-0342

フジクリーンサービス網

区分	名称	Tel.	区分	名称	Tel.
北海道	札幌支店	(011)882-1222	東海	岐阜営業所	(058)274-1011
	東北支店	(0223)24-4122		四日市営業所	(059)339-2634
	青森営業所	(017)766-8171		津営業所	(059)235-4631
	秋田営業所	(018)865-0748		愛知フジクリーン(株)本社	(0566)81-1122
	山形営業所	(023)631-7199		〃 名古屋支店	(052)612-8271
	古川営業所	(0229)28-3313	〃 豊橋支店	(0532)88-5871	
	仙南営業所	(0223)24-4146	〃 尾張営業所	(0568)26-6333	
	福島営業所	(024)553-7390	近畿	大阪支店	(06)6396-6166
	郡山営業所	(024)944-7780		阪奈営業所	(0742)61-8401
	(株)フジクリーン青森	(017)761-1711		和歌山営業所	(073)422-3634
	フジクリーン岩手(株)	(019)684-6363		滋賀フジクリーン(株)	(077)553-3115
関東	東京支店	(03)3288-4511		兵庫フジクリーン(株)	(0797)81-1685
	宇都宮営業所	(028)647-0055	四中国	広島営業所	(082)843-3315
	埼玉営業所	(048)851-6811		鳥取営業所	(0858)37-4770
	茨城営業所	(029)839-2271		松江営業所	(0852)22-4086
	群馬営業所	(027)327-5611		高松営業所	(087)815-0682
	太田営業所	(0276)49-1963		松山営業所	(089)967-6123
	千葉営業所	(043)206-5171		高知営業所	(088)837-8021
	成田営業所	(0476)23-2122		岡山フジクリーン(株)本社	(086)243-8881
	(株)フジクリーン茨城	(029)254-7777		〃 津山営業所	(0868)28-5700
	入間フジクリーン(株)	(042)556-2862	フジクリーンシマネ(株)	(0852)24-3952	
(株)正徳フジクリーン	(03)3376-2374	フジクリーン山口(株)本社	(083)973-0788		
中央フジクリーン(株)本社	(042)625-8575	〃 岩国営業所	(0827)43-1118		
〃 横浜営業所	(045)341-2761	〃 下関営業所	(0832)63-3718		
〃 秦野営業所	(0463)75-4152	九州	福岡支店	(092)441-0222	
〃 神奈川営業所	(0467)74-3935		福岡営業所	(092)441-0222	
甲信越	山梨営業所		(055)275-9300	佐賀営業所	(0952)31-9151
	松本営業所		(0263)27-2080	熊本営業所	(096)387-3521
	新潟営業所		(025)271-8668	大分営業所	(097)558-5135
	富山営業所		(076)429-7461	中津営業所	(0979)24-6937
	北陸営業所		(076)240-0170	宮崎営業所	(0985)32-3064
	福井営業所		(0776)35-0631	鹿児島営業所	(099)257-3501
	新潟フジクリーン(株)本社		(0258)36-1871	川内営業所	(0996)27-2905
	〃 上越支店		(025)545-1033	国分営業所	(0995)42-8422
	北陸フジクリーン(株)本社	(076)429-4170	鹿屋営業所	(0994)43-4437	
	〃 金沢営業所	(076)240-0141	フジクリーン久留米(株)	(0942)44-4777	
フジクリーン福井(株)	(0776)34-7123	フジクリーン長崎(株)	(095)849-1811		
東海	名古屋支店	(052)733-0250	(平成20年8月1日現在)		
	沼津営業所	(055)924-0064	※名称・電話番号は変更する場合がありますのでご了承ください。		
	静岡営業所	(054)286-4145			
	浜松営業所	(053)465-4358			